

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都品川区東大井二丁目1番8号

氏名 品川運輸株式会社
代表取締役 毛塚 久恵

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 平成29年 7月 1日

許可の有効年月日 平成34年 6月30日

1 事業の範囲

(1) 収集運搬(積替え保管を含む)

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥(廃乾電池に限る)、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

(水銀使用製品産業廃棄物を含む)

(以上11種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

(水銀使用製品産業廃棄物を含む)

(限定条件は裏面に記載)

(以上5種類)

2 積替え保管施設(詳細は裏面のとおり)

施設所在地: 東京都大田区京浜島二丁目15番5号(第一工場)

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人がこれを行ってはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 7月 1日 新規許可

平成 29年 7月 1日 更新許可 第 5 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



産廃エキスパート

認定番号: 4-17-B0061



東京都

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目15番5号（第一工場）
積替え保管面積：1,226 m² 最大保管高さ：1.51 m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る）	ドラム缶2個：0.4 m ³
廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、金属くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る）	直置き：1.95m ³
がれき類	コンテナ1台：8.0 m ³
	保管量合計：10.35m ³

(以下余白)

ホームページ
掲載用